

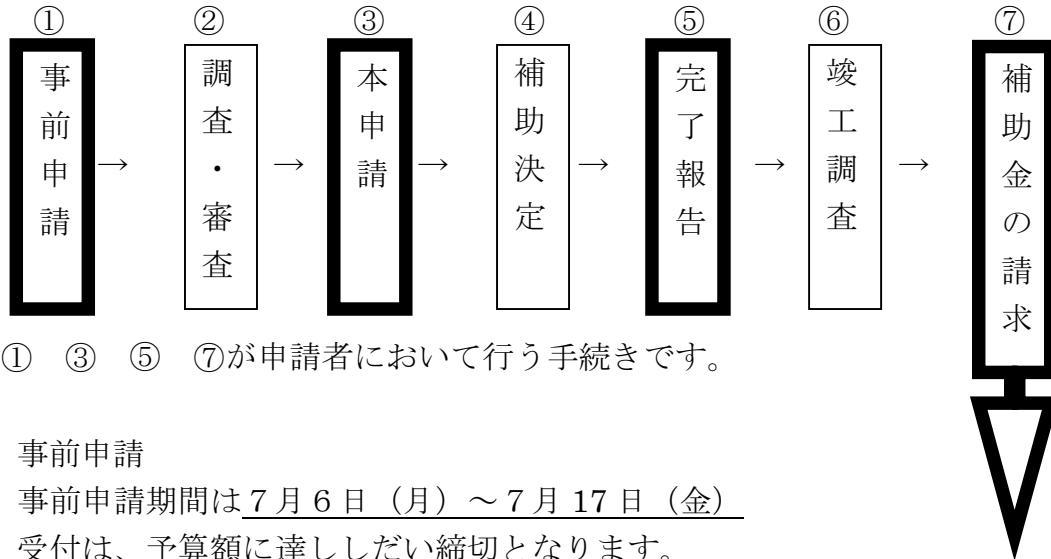
<高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金>

身体に障害のある方や要介護高齢者等が、在宅生活に必要な住宅の改修工事をする場合に、その費用の一部を補助します。

令和8年度の募集は 10件分で、予算額に達ししだい締切とします。

○ 助成事業に係る相談から決定までの流れは、次のとおりです。

○



※① ③ ⑤ ⑦が申請者において行う手続きです。

① 事前申請

事前申請期間は 7月6日（月）～7月17日（金）

受付は、予算額に達ししだい締切となります。

② 調査・審査

事前申請の内容について確認のため 実地調査をします。

申請内容と実地調査を基に審査します。

③ 本申請

審査結果を申請者に通知し、対象となった方には本申請を提出していただきます。

④ 補助決定

市から補助決定通知を送付いたします。【工事開始はこの時点から】

※工事開始は、補助決定通知が届いてからになります。

⑤ 完了報告

工事完了後、速やかに完了届出と必要書類を提出してください。

原則、令和8年12月末日までに提出するようにお願いします。

⑥ 竣工調査

完了後の状況（工事結果）を確認します。

⑦ 補助金の請求

申請者が市に補助金の請求書を提出します。

⑧ 口座振込

申請者の口座へ補助金を振込みします。

- 対象となる方 (①・②のいずれかに該当する方)
 - ① 介護保険法に基づく認定の結果、要支援又は要介護と認定された方
 - ② 身体障害者手帳の交付を受け、下肢・体幹機能等、障害の程度が3級以上の方
- 対象となる工事
 - トイレの洋式化、浴室改修、段差解消、スロープの設置、床材の変更手すりの取付などの改良工事
 - (電気工事・給排水工事・水道工事・天井部分の工事などは対象外)
- 補助金額
 - 補助対象工事費から対象となる方1人につき20万円を控除した額の3分の2。但し、千円未満は切り捨てとし、40万円を上限とします。
 - ※補助対象工事費の上限は80万円

 - 例1) 補助対象工事費700,000円の場合
 $(700,000 \text{円} - 200,000 \text{円}) \times 2/3 = 333,333 \text{円}$
但し、千円未満切り捨てなので 補助金額333,000円
 - 例2) 補助対象工事費1,400,000円の場合、補助対象工事費上限800,000円なので
 $(800,000 \text{円} - 200,000 \text{円}) \times 2/3 = 400,000 \text{円}$
補助金額400,000円(上限)
 - ※例1例2は、対象者が一人の場合です。
- 対象とならない場合 (①~⑦のいずれかに該当する場合は対象外です)
 - ① 新築又は増築の場合
 - ※補助対象工事に付随した増築部分は対象
 - 例) 介助を受けて入浴するために、浴室を拡張することに伴う増築工事など
 - ② 補助決定前に改良工事に着手した場合
 - ③ 賃貸住宅の場合
 - ※対象者が今後5年以上の居住継続を希望し、賃貸人がこれに同意している場合で、対象者と賃貸人との間で改修工事の実施について合意がされている場合は対象とします。(承認書の提出が必要です)
 - ④ 平成14年度以降に新築された住宅である場合
 - ※新築時点では予測不可能だった原因(交通事故や突発的な疾病等)により、重度身体障害者等となり、日常生活動作・介護動作に合わせて住宅改修の必要がある場合には対象とします
 - ⑤ 以前にこの補助金を受けた住宅
 - ※介護保険の住宅改修と同様、介護度が3段階以上重度化し追加的に改善

工事の必要がある場合には、対象とします。(理由書の添付が必要です)

(例) 要支援1→要介護3、要介護2→要介護5

※新たに当事業の対象となった世帯構成員のために、追加的に改善工事を行う必要がある場合は、その経緯・理由により対象となる場合があります。(理由書の添付が必要です)

⑥ 期限内に工事は終了したものの、完了報告等その後の手続きがなされないときは対象外となります。

⑦ 所得限度額を超えた場合(下記表参照)

参照 《所得限度額表》 ※本人分前年度より変更あり

区分	所得限度額	備考
本人	401万1千円を超えた場合	所得税法に規定する扶養親族等がいる方については、その人数に応じて所得限度額引上げがありますので、その場合は長寿社会課にお問い合わせください。
扶養義務者	663万7千円を超えた場合	

(単位:千円)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	限度所得額	4,011	4,391	4,771	5,151	5,531	5,911
扶養義務者等	限度所得額	6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

※ 所得制限限度額の加算額

1、本人の場合

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- ② 特定扶養親族(16歳から22歳まで)1人につき 250,000円

2、扶養義務者の場合

- ① 老人扶養親族1人につき 60,000円

ただし、当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき60,000円

○事前申請書への添付書類

- ・改良箇所の写真(日にちを入れて)
- ・図面(工事前後の状況、改修箇所がわかる全体図)
- ・見積り(工事にかかる経費を記載、改修場所ごとに内訳書を記載)
- ・カタログ(トイレ、浴槽、手すり、扉など)
- ・障害者手帳の写し(該当者のみ)
- ・所得証明書(世帯全員分)
- ・その他 ()
- ・遠隔地扶養の場合、対象となる市町村の所得証明書